○国土交通省告示第千四百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市北区今岡五五九番三から同市北区今岡五六一番二まで	前	最大 一九五 最小 一〇三	六九
	後	最大 一九五 最小 一〇三	

○国土交通省告示第千四百九十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	敦賀市田尻三二号漆谷一四番五から同市田結一号滝ヶ谷六番三まで	平成二十四年十二月二十九日〇時

○国土交通省告示第千四百九十九号

地価公示法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十五号）第一条第一項の規定に基づき、平成二十五年に標準地の価格を公示する公示区域を、平成二十五年一月一日における都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び土地取引が相当程度見込まれる区域（都市計画区域を除く。）として別表に掲げる区域としたので、同規則第一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表

都道府県名	区域
北海道	亀田郡七飯町字上藤城、同郡七飯町字峠下、虻田郡倶知安町字旭及び勇払郡安平町追分若草二丁目の区域
青森県	上北郡六ヶ所村大字泊及び三戸郡三戸町大字目時の区域
岩手県	遠野市上郷町板沢、奥州市胆沢区南都田及び岩手郡滝沢村大釜の区域
宮城県	石巻市雄勝町雄勝、同市雄勝町水浜、同市鮎川浜、栗原市鶯沢及び黒川郡大和町宮床の区域
秋田県	秋田市仁別及び潟上市天王の区域
山形県	村山市大字大久保の区域
福島県	福島市荒井及び会津若松市湊町大字共和の区域
茨城県	日立市中丸町一丁目及び久慈郡大子町大字袋田の区域
栃木県	佐野市関馬町及び鹿沼市西沢町の区域
群馬県	沼田市白沢町高平及び吾妻郡嬬恋村大字大前の区域
埼玉県	秩父市みどりが丘及び秩父郡長瀞町大字長瀞の区域
千葉県	香取郡神崎町四季の丘及び夷隅郡大多喜町船子の区域
東京都	西多摩郡檜原村字三都郷及び同郡奥多摩町氷川の区域
神奈川県	足柄上郡松田町寄及び愛甲郡清川村煤ヶ谷の区域
新潟県	新発田市早道場及び同市三日市の区域
富山県	富山市婦中町高日附及び同市婦中町道場の区域
石川県	輪島市町野町鈴屋及び白山市河内町きりの里の区域
福井県	福井市高尾町及び丹生郡越前町厨の区域
山梨県	北杜市大泉町西井出、同市高根町清里、同市長坂町大八田及び同市長坂町長坂上条の区域
長野県	飯山市大字静間及び東筑摩郡山形村字北竹原の区域
岐阜県	下呂市萩原町萩原の区域
静岡県	静岡市清水区小島町、浜松市天竜区春野町宮川及び賀茂郡松崎町江奈の区域
愛知県	豊田市近岡町及び新城市長篠の区域
三重県	津市芸濃町北神山、松阪市小片野町及びいなべ市藤原町篠立の区域
滋賀県	東近江市山上町及び長浜市西浅井町祝山の区域
京都府	京丹後市大宮町口大野及び与謝郡与謝野町字石川の区域
兵庫県	小野市小田町及び養父市上箇の区域
奈良県	奈良市都祁こぶしが丘及び吉野郡吉野町大字吉野山の区域
和歌山県	田辺市上秋津及び日高郡みなべ町徳蔵の区域
鳥取県	鳥取市用瀬町鷹狩及び米子市河岡の区域
島根県	松江市八雲町日吉及び益田市横田町の区域
岡山県	瀬戸内市邑久町山田庄及び同市長船町福岡の区域
広島県	広島市安佐北区可部町大字桐原、同市佐伯区湯来町大字白砂、同市佐伯区湯来町大字伏谷、福山市新市町大字常及び廿日市市宮内の区域